

IP 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアードIP-PBXサービス) 【現改比較表】 2023年11月24日現在 ～2023年11月23日	2023年11月24日～
---	--------------

<p>目次 第1条～第88条 (略) 別記1～10 (略) 料金表～料金表別表2 (略)</p> <p>第1条～第88条 (略) 別記1～5 (略)</p> <p>6 設定代行サービスの提供</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、設定代行サービス(当社が第6種シェアードIP-PBX契約者の代理で第6種シェアードIP-PBX契約者が提示するMicrosoft 365と当社が提供するIDを割り当てる処理を行うサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>(2) 当社は、設定代行サービスの提供によって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。</p> <p>7～10(略) 料金表 通則、第1表、第2表(略)</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第6(略)</p> <p>第7 設定代行サービスに関する工事費</p>	<p>目次 第1条～第88条 (略) 別記1～10 (略) 料金表～料金表別表2 (略)</p> <p>第1条～第88条 (略) 別記1～5 (略)</p> <p>6 設定代行サービスの提供</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。以下この(1)において同じとします。)から請求があったときは、設定代行サービス(タイプ1)(当社が第6種シェアードIP-PBX契約者の代理で第6種シェアードIP-PBX契約者が提示するMicrosoft 365と当社が提供するIDを割り当てる処理を行うサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>(2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。以下この(2)において同じとします。)から請求があったときは、設定代行サービス(タイプ2)(当社が第6種シェアードIP-PBX契約者の代理でIPセントレックス番号(転送先特定番号機能を利用するものを除きます。)に対し、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)を転送先として、そのIPセントレックス番号への通信の転送に係る設定を行うサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する工事費の支払いを要します。 <u>(注)当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。</u></p> <p>(3) 当社は、設定代行サービスの提供によって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。</p> <p>7～10(略) 料金表 通則、第1表、第2表(略)</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第6(略)</p> <p>第7 設定代行サービスに関する工事費</p>
---	---

1 適用

区 分	内 容
設定代行サービスに係る工事費の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）について、設定代行サービスの提供等に係る工事費を適用します。</p> <p>2 当社は、設定代行サービスの提供等に係る工事費を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
設定代行サービスの提供等に関する工事費	1の契約ごとに	50,000円 (55,000円)

第8～9(略)
料金表別表1、2(略)

1 適用

区 分	内 容				
(1) 設定代行サービスに係る工事費の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（<u>カテゴリー3のタイプ4のプラン2又はカテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。</u>）について、設定代行サービス（<u>タイプ1又はタイプ2</u>）の提供等に係る工事費を適用します。</p> <p>2 当社は、設定代行サービスの提供等に係る工事費を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>				
(2) <u>割増工事費の適用</u>	<p>当社は、<u>設定代行サービス（タイプ2）に係る工事において第6種シェアードIP-PBX契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 817 1995 1114"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</u></td> <td><u>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</u></td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	<u>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</u>	<u>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</u>
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
<u>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</u>	<u>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</u>				

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
設定代行サービス（ <u>タイプ1</u> ）の提供等に関する工事費	1の契約ごとに	50,000円 (55,000円)
設定代行サービス（ <u>タイプ2</u> ）の提供等に関する工事費	<u>100のIPセントレックス番号ごとに</u>	<u>3,000円</u> <u>(3,300円)</u>

第8～9(略)
料金表別表1、2(略)

IP 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和 5 年 11 月 20 日 C A S 1 サ第 000400002482-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 11 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

設定代行サービス	設定代行サービス(タイプ 1)
----------	-----------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。